

電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針

当社の電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針は、以下のとおりです。

1. 銀行法改正に基づく方針の公表について

- (1) 平成29年5月に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に伴い、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者^(*)に関する法制の整備がされました。
- (2) 同法に基づく内閣府令^(**)に従い、三菱UFJ信託銀行（以下、「当社」といいます）は、『電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針』について以下のとおり公表いたします。なお、当社はこれを変更する場合には、本ホームページ上にお知らせいたします。

^(*) お客さまの委託を受けて、銀行に対し、預金者の支払・送金の指示（平成29年度改正銀行法第2条第17項第1号）や口座情報の取得等（同第2号）の業務を行う業者を指し、施行後は登録制が導入されます。

^(**) 平成29年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」附則第十条第一項の規定に基づき、同年6月27日に施行された内閣府令第31号を指します。

2. 電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針

(1) 連携および協働に係る基本方針

当社は、オープンイノベーションを促進する観点から、利用者保護を確保することに留意しつつ、電子決済等代行業者との連携および協働を図っていくことを基本方針としています。

(2) 提供機能

当社は、基本方針に則り以下のとおり API ^{(*)3} の整備を行うものとします。

(令和2年5月末日現在)

サービス	対象業務	提供機能	完了時期
三菱UFJ信託ダイレクト (*4) API	第1号 (資金移動に係る指図の伝達)	-	-
	第2号 (口座に係る情報の取得)	口座・商品一覧照会 残高明細照会 入出金明細照会	令和2年4月対応済
MUTBビジネスダイレクト (*4) API	第1号 (資金移動に係る指図の伝達)	-	-
	第2号 (口座に係る情報の取得)	残高照会 入出金明細照会 (ANSER) 振込入金明細照会 (ANSER) 入出金明細照会 (全銀) 振込入金明細照会 (全銀)	令和2年5月対応済

(*)3 Application Programming Interface の略で、アプリケーション同士を連携させるための接続仕様・ルールを指します。

(*)4 当社個人、または法人のお客さま向けインターネットバンキングの名称を指します。

以上